特定類型該当性に関する誓約書提出のお願い

国立研究開発法人　防災科学技術研究所

研究活動を行う中で、貨物や技術を外国に出す場合や、非居住者や「外国法人等や外国政府等の強い影響を受けている者（特定類型該当者）」に技術を提供する場合には、「外国為替及び外国貿易法（外為法）」の規定に基づき安全保障輸出管理を実施する必要があります。

弊所ではこの規定に基づき、弊所職員が、特定類型該当者であるか否かを確認しています。

様式９「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項の遵守のための特定類型該当性に関する誓約書」は、新規採用を希望する応募者の特定類型該当性を調査し、予め安全保障輸出管理の準備を行うためのものです。

つきましては、本選考に参加するにあたり、様式９に現時点においてご自身が特定類型該当者に該当するか否か（類型①、類型②に当たるか否か）をご記入の上、ご提出ください。

なお、類型①、類型②の該当性につきましては経済産業省安全保障貿易管理大学研究機関の教員等向け資料を（https://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo07.html#a\_table2）ご一読後、誓約書にご記入ください。

少しでもご不明点がある場合や、ご判断がつかない場合には、大変お手数ですが、下記のお問い合わせ先にお尋ねください。

【個人情報の取り扱いについて】

本誓約書で取得した情報は、外為法に基づく安全保障輸出管理の適正な実施及び弊所内の適正な業務遂行のために、以下の用途にのみ使用します

・外為法に基づく安全保障輸出管理の適正な実施。具体的には、特定類型該当者に対する技術提供の管理。この際、特定類型該当者であるという情報が「特定類型該当者に対する技術提供を管理する者」へ提供されます。なお「特定類型該当者に対する技術提供を管理する者」には、弊所外部（研究連携の相手方等）の者も含まれます。経済産業省への許可申請が必要になる場合には、特定類型該当者であるという情報が、経済産業省へ提供されます。

・弊所内部での適正な業務遂行に必要な対応。具体的には、特定類型該当性の法的判断、兼業申請等との整合性の確認、みなし輸出管理が困難な場合の対応等。この際、特定類型該当性に関する情報が弊所内部の関係部署等へ提供されることがあります。

・提出いただいた誓約書は返却いたしません。不採用者の誓約書については応募書類と同様に廃棄いたします。

【問い合わせ先】

防災科学技術研究所　総務部総務課採用担当

koubo＠bosai.go.jp

|  |
| --- |
| 外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項の遵守のための（様式９）特定類型該当性に関する誓約書 　 国立研究開発法人防災科学技術研究所　　　理事長　殿　　　　年　　月　　日　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (住所)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 (氏名)　　　　　　　　　　　　　　　今般、貴研究所において研究業務に従事するに当たり、私は、貴研究所が「外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び外国為替令第１７条第２項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」（平成４年１２月２１日付け４貿局第４９２号。以下「役務通達」という。）の１（３）サ①又は②に該当する居住者に対して技術の提供を行う場合は、外国為替及び外国貿易法第２５条第１項及び第２項に基づき経済産業大臣の許可が必要になる可能性があることを理解し、貴研究所の法令遵守のため、役務通達の１（３）サ①又は②に該当するか否かについて、下記のとおり誓約いたします。記私は、 □ 以下の①に該当します。 □ 以下の②に該当します。 □ 以下の①及び②に該当します。 □ 以下のいずれにも該当しませんので、誓約は不要です。① 外国法令に基づいて設立された法人その他の団体（以下「外国法人等」という。）又は外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行並びに外国の政党その他の政治団体（以下「外国政府等」という。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該外国法人等若しくは当該外国政府等の指揮命令に服する又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して善管注意義務を負う者（次に掲げる場合を除く。）（イ） 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、当該本邦法人又は当該者が、当該外国法人等又は当該外国政府等との間で、当該本邦法人による当該者に対する指揮命令又は当該本邦法人に対して当該者が負う善管注意義務が、当該外国法人等若しくは当該外国政府等による当該者に対する指揮命令又は当該外国法人等若しくは当該外国政府等に対して当該者が負う善管注意義務よりも優先すると合意している場合（ロ） 当該者が本邦法人との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該本邦法人の指揮命令に服する又は当該本邦法人に対して善管注意義務を負う場合において、グループ外国法人等（当該本邦法人の議決権の５０％以上を直接若しくは間接に保有する外国法人等又は当該本邦法人により議決権の５０％以上を直接若しくは間接に保有される外国法人等をいう。以下同じ。）との間で雇用契約、委任契約、請負契約その他の契約を締結しており、当該契約に基づき当該グループ外国法人等の指揮命令に服する又は当該グループ外国法人等に対して善管注意義務を負う場合② 外国政府等から多額の金銭その他の重大な利益（金銭換算する場合に当該者の年間所得のうち２５％以上を占める金銭その他の利益をいう。）を得ている者又は得ることを約している者以上 |